



THE SHINKANSEN Mail News



JR東日本輸送サービス労働組合
新幹線地方本部



2025,08,11

No. 006

申
12
号

事実を捻じ曲げ、JR東日本輸送サービス労働組合を

8月4日 団体交渉開催

驚愕の事実!

誹謗中傷した内容の「社員の皆さんへ（令和7年6月6日付け）」
の即時撤回を求める緊急申し入れ

会社は「社員の皆さんへ」は事実を知らせるものと言いつつも
文中にある「組合が受け入れた」事実（いつ、どこで、誰が）すら存在しないことが発覚!

会社からの協力要請を「組合は受け入れた」（組合）一切受け入れていない!

交渉の中で

組合はこうした「労使の確認」（組合）労使の確認などしていない!

会社の「一方的な認識」「事実が違ふ」ことが明らかに!
だから「社員の皆さんへ」を「即時撤回すること」を強く主張!

1. 「社員の皆さんへ（令和7年6月6日付け）」を発出に至った根拠と事実経過を明らかにすること。また、事実を捻じ曲げJR東日本輸送サービス労働組合を誹謗中傷した内容の「社員の皆さんへ（令和7年6月6日付け）」を、即時撤回すること。

（回答）貴組合がホームページや箇所の掲示板において事実と異なる情報宣伝を行ったことから、会社として社員へ事実を伝えるために「社員の皆さんへ」を掲出したものであり、貴組合を誹謗中傷する意図はない。

組合

- ❑ 「社員の皆さんへ」を発出するに至った根拠と事実経過を明らかにすること。
- ❑ 「事実無根の喧伝」とは、情報紙にある「執拗に迫る隠蔽指示が存在」ということが。

会社

- ✓ 情報紙の中で事実無根の記載を行っていることに関して、会社として事実を社員に伝えることが求められる。会社の判断で掲出した。
- ✓ その部分が、会社として事実ではないということを明確に伝えている。

組合

- ❑ 交渉直後から、連日「協約に抵触する」「お願い」「外に出さないでくれ」など連絡があった。こういった事実が隠蔽だ。
- ❑ 公開である団体交渉で会社が回答について「外に出さないでくれ」とこれこそまさに隠蔽だ。
- ❑ 窓口間で労働協約に抵触する恐れがあること等を持ち出しながら組合に情報の書き方について規制し、何度も連絡してきた。これこそ隠蔽指示だ。

会社

- ✓ 運輸安全委員会の調査が継続中であり協力要請を行った。それを「隠蔽を指示」というような捉え方をした。会社としてそのような認識はないし支配介入を行ったという認識はない。
- ✓ 申11号交渉で回答する前に、情報の取扱いについて議論があった。その上で、交渉終了後、確かに何度も会社から連絡をして協力要請を行い、会社として受け入れたと考えていた。
- ✓ 組合の正当な組合活動に対して介入することはない。支配介入を行った認識もない。労働協約は労使がこの内容に基づいてやっていくことに変わりはない。隠蔽指示、執拗に迫るなどの認識にはない。

協約を持ち出しながら執拗に迫ったことは事実であり、労働組合の弱体化と委縮を狙った脅しであることこそが「隠蔽指示・支配介入」であることを通告する!

組合

- ❑ 協力要請を組合は受け入れたとあるが、誰が受け入れたと会社は理解したのか。
- ❑ 労使の確認とあるが、誰がどこで何を確認したのか。

会社

- ✓ 団体交渉、窓口間のやりとりの中で会社として組合が理解していたものと認識していた。
- ✓ 個人ではなく労使でやりとりをしてきた。一般的には窓口間でのやりとりとなる。

「協力要請」の受け入れ「労使の確認」などしていない!
「社員の皆さんへ」の内容は事実と違う!
事実がねじ曲がっているから即時撤回することを強く主張!

会社「認識していた」→断定していない!
一方的な認識で「社員の皆さんへ」を発出
だから即時撤回するべきだ!

会社は事実を明らかにするために「社員の皆さんへ」を発出したというが「事実ではない」ことが展開されている!
不確定事実を「社員の皆さんへ」で展開したことは、輸送サービス労組を誹謗中傷し悪意に満ちた行為
そのものであることを厳しく指摘し、何度も撤回を求めたが認識一致せず、団体交渉終了!

安全で安心な新幹線輸送サービスを提供するために、新幹線地本は今後も経営のチェック機能を果たしていきます!